

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象区間及び計画対象期間

河川整備計画対象区間は，広島県知事管理区間とします。

河川整備計画対象期間は，おおむね 30 年とします。

2.2 洪水，高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては，平成 7 年 7 月洪水や平成 11 年 6 月洪水相当の降雨により発生すると想定される洪水について，河川からの越水による家屋浸水被害が生じないように河川改修を行います。さらに，河口部においては既往最高潮位に対して高潮対策により沿岸地域の浸水被害を防止します。

また，想定される規模を超える洪水や高潮及び整備途上における施設規模以上の洪水などによる被害を最小限に抑えるため，関係機関や沿川住民と連携し，情報伝達方法や警戒避難体制等の整備，さらにハザードマップを作成する自治体の支援を行っていきます。

2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては，現在農業用水の取水が行われていますが，今後の土地利用の状況を見ながら，農業用水の水利権の実態調査を行った上で適正な水利用が成されるように努めます。また，渇水時には，動植物の生息・生育環境や景観などに配慮し，関係機関，水利権者，地域住民等との調整を図り，現況の水環境の維持に努めます。

2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては，治水・利水面との調和，地域の自然環境への配慮及び地域のニーズの把握に努めながら，竹原市の貴重な文化遺産である「町並み保存地区」に代表される歴史的雰囲気と整合を図り，良好な景観を確保できる河川空間の保全・整備に努めます。また，本川は市街地における貴重な水辺でもあるため，水辺に近付きやすく，水と触れ合える空間としての機能整備についても配慮するとともに，地域住民や関係機関と連携を図りながら，水質の浄化に努めます。上流部については，水面の連続性の確保及び瀬や淵の創出について配慮します。

さらに，本川の現状の河川環境に関する広報を行い，河川に興味を持ち住民が河川に親しみを感じるような川づくりを進めることや，河川愛護の啓発・促進を図ります。